

商品概要説明書

積立式定期貯金（年金型）

（平成31年4月1日現在適用中）

1. 商品名	・積立式定期貯金（年金型）
2. ご利用いただける方	・個人のみ
3. 期間 （積立期間） （据置期間） （受取期間）	・12か月以上 ・2か月以上10年以内 ・3か月以上20年以内
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・自動振替により、1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかの積立周期により預け入れいただきます。なお、随時に預け入れいただくこともできます。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回当たり1円以上 ・1円単位
5. 支払方法	・受取期間中、指定された受取周期（1、2、3、6か月）ごとに指定口座に入金します。
6. 利息 （1）適用金利 （2）支払頻度 （3）計算方法 （4）税金 （5）金利情報の入手方法	・預入時または継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 （1）預入金額が300万円未満で預入期間が1年以上のもの 期日指定定期貯金利率を適用します。 （2）預入金額が300万円以上で預入期間が1年以上のもの スーパー定期貯金（複利型）利率を適用します。 （3）預入期間が1年未満のもの スーパー定期貯金（単利型）利率を適用します。 ・受取期間中、指定された受取周期（1、2、3、6か月）により、組入貯金の満期日ごとに支払います。 ・期日指定定期貯金またはスーパー定期貯金（複利型）の計算方法を適用します。ただし、預入日から満期日までの期間が1年未満の場合には、スーパー定期貯金（単利型）の計算方法を適用します。 なお、期日指定定期貯金で預け入れた場合は、1年毎の複利計算をします。 ・20%（国税15%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による預入ができます。 ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
9. 中途解約時の	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨

<p>取扱い</p>	<p>て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 預入金額ごとの貯金が期日指定定期貯金の場合 次の預入期間に応じた利率で1年複利の方法により計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・ 6か月以上1年未満 約定利率(2年以上)×40% ・ 1年以上1年6か月未満 約定利率(2年以上)×50% ・ 1年6か月以上2年未満 約定利率(2年以上)×60% ・ 2年以上2年6か月未満 約定利率(2年以上)×70% ・ 2年6か月以上3年未満 約定利率(2年以上)×90% <p>(2) 預入金額ごとの貯金が期間1か月以上1年未満のスーパー定期貯金の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・ 6か月以上1年未満 各約定利率×50% <p>(3) 預入金額ごとの貯金が期間3年のスーパー定期貯金の場合 次の預入期間に応じた利率で6か月複利の方法により計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ・ 6か月以上1年未満 各約定利率×40% ・ 1年以上1年6か月未満 各約定利率×50% ・ 1年6か月以上2年未満 各約定利率×60% ・ 2年以上2年6か月未満 各約定利率×70% ・ 2年6か月以上3年未満 各約定利率×80%
<p>10. 貯金(預金) 保険制度 (公的制度)</p>	<p>・ 保護対象</p> <p>当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
<p>11. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店(所)または金融部(電話:048-561-6911)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)</p>
<p>12. その他参考と なる事項</p>	<p>・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p>